

「課外活動の自粛要請の限定的緩和について」における「新入生勧誘活動」について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2020年7月10日）

「課外活動の自粛要請の限定的緩和について」では「学内外での対面による新入生勧誘活動」の自粛を要請し、そのうえで「違反した団体に対しては、活動の停止を命じることがある」と（正当性があるのかは不明ですが）述べられています。一方で、「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル（第1版）」には「構成員名簿に氏名を掲載された者の活動のみ認めます（新入生を含む）」とあります。

新入生を含めた活動というのは明らかに「新入生勧誘活動」にあたり、これらの記述の間で矛盾が生じているように思われるのですが、どういうことでしょうか。名簿に名前を載せておきさえすれば入会あるいは仮入会状態にあつて「新入生勧誘活動」にはあたらない、という見解なののでしょうか。あるいは構成員名簿に新入生の名前は掲載できないということなののでしょうか。それともアルコールなしでは落ち着いていられない体質なので「新入生勧誘活動」というと飲み会やその他感染症対策を考えれば避けられるべき行為のことしか頭に浮かばないようにいらっしゃるのでしょうか。

速やかに回答願います。

【回答】（回答日：2020年7月14日）

（回答者：教育推進・学生支援部厚生課）

団体が構成員として認めた新入生を含めて、団体の通常の課外活動を行うことは、「新入生勧誘活動」にはあたりません。